次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
第二　協議団体に係る同意基準 ［一　略］ 二　協議に当たっての事業区分 1　通常収支分 地方債（通常収支分）の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、２に掲げる事業の対象となるものを除く。）。 ㈠　一般会計債 ［(1)～(9)　略］ ⑽　調整 調整については、次に掲げる額を対象とするものとする。 ［ア・イ　略］ ウ　地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業に係る通常の地方債に加え、普通交付税の不交付団体における地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う地方揮発油譲与税の減収額又は普通交付税の交付団体のうち当該減収額が普通交付税の額を上回る団体における当該減収額から普通交付税の額を控除した額の範囲内で地方債を充当することが可能な額 H　地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業に係る通常の地方債に加え、愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法（令和７年法律第85号）第２条に規定する組織委員会に対する当該地方公共団体の負担金の額の範囲内で地方債を充当することが可能な額 ［㈡～㈤　略］ ［２　略］ ［三　略］	第二　協議団体に係る同意基準 ［一　同左］ 二　協議に当たっての事業区分 1　通常収支分 地方債（通常収支分）の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、２に掲げる事業の対象となるものを除く。）。 ㈠　一般会計債 ［(1)～(9)　同左］ ⑽　調整 調整については、次に掲げる額を対象とするものとする。 ［ア・イ　同左］ ［新設］ ［新設］ ［㈡～㈤　同左］ ［２　同左］ ［三　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

○**財務省告示第二十九号**

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件（平成十七年財務省告示第七十三号）の一部を次のように改正し、令和八年二月一日から適用する。

令和八年一月三十日　　財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
各省各庁の長が保管する現金	歳入歳出外現金出納官吏	各省各庁の長が保管する現金	歳入歳出外現金出納官吏
［略］	［略］　［略］	［同上］	［同上］　［同上］
不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百四十六条第五項の規定により保管する現金	［略］　［略］	［同上］	［同上］　［同上］